

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前										
(特定無線局の対象とする無線局) 第十五条の二　〔略〕 ２　法第二十七条の二第二号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 一　広範囲の地域において同一の者により開設される無線局に専ら使用させることを目的として総務大臣が別に告示する周波数の電波のみを使用する基地局（第二号に掲げるものを除く。） 一の二　次の表の上欄に掲げる周波数の電波のみを使用する基地局のうち、当該周波数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するもの（次号に掲げるものを除く。） <table><tr><th>周波数</th><th>条件</th></tr><tr><td>二、三三〇MHzを超え 二、三七〇MHz以下</td><td>二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局（移動しないものに限る。）の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがあるものとして総務大臣が別に告示する地域を除く地域に設置し、かつ、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する放送事業用無線局及び二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局（移動しないものを除く。）の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するためにこれらの無線局の運用情報に基づき電波の発射の停止等の措置を講ずるもの</td></tr><tr><td>三、四〇〇MHzを超え 四、一〇〇MHz以下</td><td>三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがあるものとして総務大臣が別に告示する地域を除く地域に設置するもの又は当該告示する地域において屋内その他の当該宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの</td></tr><tr><td>二七・〇MHzを超え二 八・二MHz以下又は二 九・一MHzを超え二九・ 五MHz以下</td><td>屋内その他の二七・〇MHzを超え三一・〇MHz以下の周波数の電波を受信する人工衛星局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの</td></tr></table> 〔一・三　略〕 三の二　次の表の上欄に掲げる周波数の電波のみを使用する陸上移動中継局のうち、当該周波数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するもの <table><tr><th>周波数</th><th>条件</th></tr></table>	周波数	条件	二、三三〇MHzを超え 二、三七〇MHz以下	二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局（移動しないものに限る。）の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがあるものとして総務大臣が別に告示する地域を除く地域に設置し、かつ、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する放送事業用無線局及び二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局（移動しないものを除く。）の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するためにこれらの無線局の運用情報に基づき電波の発射の停止等の措置を講ずるもの	三、四〇〇MHzを超え 四、一〇〇MHz以下	三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがあるものとして総務大臣が別に告示する地域を除く地域に設置するもの又は当該告示する地域において屋内その他の当該宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの	二七・〇MHzを超え二 八・二MHz以下又は二 九・一MHzを超え二九・ 五MHz以下	屋内その他の二七・〇MHzを超え三一・〇MHz以下の周波数の電波を受信する人工衛星局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの	周波数	条件	(特定無線局の対象とする無線局) 第十五条の二　〔同上〕 ２　〔同上〕 一　広範囲の地域において同一の者により開設される無線局に専ら使用させることを目的として総務大臣が別に告示する周波数の電波のみを使用する基地局（次号に掲げるものを除く。） 〔新設〕 〔一・三　同上〕 〔新設〕
周波数	条件										
二、三三〇MHzを超え 二、三七〇MHz以下	二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局（移動しないものに限る。）の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがあるものとして総務大臣が別に告示する地域を除く地域に設置し、かつ、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する放送事業用無線局及び二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局（移動しないものを除く。）の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するためにこれらの無線局の運用情報に基づき電波の発射の停止等の措置を講ずるもの										
三、四〇〇MHzを超え 四、一〇〇MHz以下	三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがあるものとして総務大臣が別に告示する地域を除く地域に設置するもの又は当該告示する地域において屋内その他の当該宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの										
二七・〇MHzを超え二 八・二MHz以下又は二 九・一MHzを超え二九・ 五MHz以下	屋内その他の二七・〇MHzを超え三一・〇MHz以下の周波数の電波を受信する人工衛星局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの										
周波数	条件										

二、三三〇MHzを超え 二、三七〇MHz以下	二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局（移動しないものに限る。）の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがあるものとして総務大臣が別に告示する地域を除く地域に設置し、かつ、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する放送事業用無線局及び二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局（移動しないものを除く。）の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するためにこれらの無線局の運用情報に基づき電波の発射の停止等の措置を講ずるもの
三、四〇〇MHzを超え 三、六〇〇MHz以下	三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがあるものとして総務大臣が別に告示する地域を除く地域に設置するもの又は当該告示する地域において屋内その他の当該宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの
二七・〇MHzを超え二 八・二MHz以下又は二 九・一MHzを超え二九・ 五MHz以下	屋内その他の二七・〇MHzを超え三一・〇MHz以下の周波数の電波を受信する人工衛星局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの

〔四 略〕

（特定無線局の無線設備の規格）

第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

〔一 略〕

二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局

〔(1)～(6) 略〕

(7) 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項に規定する技術基準又は設備規則第四十九條の六の十第一項及び第三項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

〔(8)・(9) 略〕

(10) 削除

〔(11)・(12) 略〕

(13) 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準 同条第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準又は設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号から第三号に係る部分に限る。）に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

〔四 同上〕

（特定無線局の無線設備の規格）

第十五条の三 〔同上〕

〔一 同上〕

二 〔同上〕

〔(1)～(6) 同上〕

(7) 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

〔(8)・(9) 同上〕

(10) 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第三項に規定する技術基準

〔(11)・(12) 同上〕

(13) 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

〔14・15 略〕

〔16〕 削除

〔17・18 略〕

〔19〕 削除

〔20・21 略〕

〔22〕 設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項に規定する技術基準又は同条第一項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

〔23〕 〔29〕 略

〔三〇七の三 略〕

七の四 〔略〕

(1) 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準又は同条第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

〔2〕 略

〔3〕 削除

〔4〕 略

〔八・九 略〕

十 前条第二項第一号及び第一号の二に規定する基地局

〔1〕 〔8〕 略

〔十一 略〕

十二 前条第二項第三号及び第三号の二に規定する陸上移動中継局

〔1〕 〔4〕 略

（備付けを要する業務書類）

第三十八条 〔略〕

〔2〕 〔7 略〕

8 前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない書類は免許状（第十五条の二第二項第一号、第一号の二、第三号、第三号の二及び第四号に掲げる無線局にあつては、免許状及び法第二十七条の六第三項の規定による届出書の写し）とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備え付けなければならない。この場合において、第四項の規定は、当該免許状について運用する。

〔9〕 〔11 略〕

（定期検査の実施時期）

第四十一条の三 無線局の免許（再免許を除く。）の日（包括免許に係る特定無線局（第十五条の二第二項第一号、第一号の二、第三号及び第三号の二に掲げるものに限る。）にあつては、

〔14・15 同上〕

〔16〕 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

〔17・18 同上〕

〔19〕 設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号から第三号に係る部分に限る。）に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

〔20・21 同上〕

〔22〕 設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項並びに第一項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

〔23〕 〔29〕 同上

〔三〇七の三 同上〕

七の四 〔同上〕

(1) 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

〔2〕 同上

〔3〕 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

〔4〕 同上

〔八・九 同上〕

十 前条第二項第一号に規定する基地局

〔1〕 〔8〕 同上

〔十一 同上〕

十二 前条第二項第三号に規定する陸上移動中継局

〔1〕 〔4〕 同上

（備付けを要する業務書類）

第三十八条 〔同上〕

〔2〕 〔7 同上〕

8 前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない書類は免許状（第十五条の二第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる無線局にあつては、免許状及び法第二十七条の六第三項の規定による届出書の写し）とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備え付けなければならない。この場合において、第四項の規定は、当該免許状について運用する。

〔9〕 〔11 同上〕

（定期検査の実施時期）

第四十一条の三 無線局の免許（再免許を除く。）の日（包括免許に係る特定無線局（第十五条の二第二項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）にあつては、当該特定無線局を開設した

当該特定無線局を開設した日)以後最初に行う定期検査の時期は、総務大臣又は総合通信局長が指定した時期とする。

別表第二号の二の二 (第 11 条の 2 の 3 関係)

[略]

無線局の種別	情報提供項目
[1 ～ 9 略]	[略]
10 包括免許に係る特定無線局 (第 1 5 条の 2 第 2 項第 1 号、第 1 号の 2、第 3 号、第 3 号の 2 及び第 4 号に掲げる無線局に係るものに限る。)	免許規則別表第三号の五の様式の以下の欄に記載された事項 1 無線設備の設置場所の欄 2 適合表示無線設備の番号の欄 3 空中線の欄の全ての欄 4 給電線等の欄の全ての欄 5 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の全ての欄
[11 略]	[略]
[略]	

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

日)以後最初に行う定期検査の時期は、総務大臣又は総合通信局長が指定した時期とする。

別表第二号の二の二 (第 11 条の 2 の 3 関係)

[同左]

無線局の種別	情報提供項目
[1 ～ 9 同左]	[同左]
10 包括免許に係る特定無線局 (第 1 5 条の 2 第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる無線局に係るものに限る。)	免許規則別表第三号の五の様式の以下の欄に記載された事項 1 無線設備の設置場所の欄 2 適合表示無線設備の番号の欄 3 空中線の欄の全ての欄 4 給電線等の欄の全ての欄 5 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の全ての欄
[11 同左]	[同左]
[同左]	

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

送 出 後	送 出 前
別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第20条の6、第20条の9及び第25条の2関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) [表 略] 注1 [略] [2～16 略] 17 16の欄は、次によること。 [(1)～(6) 略] <u>(7) 特定無線局(施行規則第15条の2第2項第1号の2及び第3号の2の無線局に係るものに限る。)</u>のうち、屋内その他の3,400MHzを超え4,200MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所及び屋内その他の27.0GHzを超え31.0GHz以下の周波数の電波を受信する人工衛星局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に無線設備を設置する場合は、具体的な設置場所を記載すること。 <u>(8)</u> [略] <u>(9)</u> [略] <u>(10)</u> [略] [18～29 略] 別表第三号の五 包括免許(施行規則第15条の2第2項第1号、第1号の2、第3号、第3号の2及び第4号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。)に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式(第24条の2第2項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) [略]	別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第20条の6、第20条の9及び第25条の2関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) [表 同左] 注1 [同左] [2～16 同左] 17 16の欄は、次によること。 [(1)～(6) 同左] [新設] <u>(7)</u> [同左] <u>(8)</u> [同左] <u>(9)</u> [同左] [18～29 同左] 別表第三号の五 包括免許(施行規則第15条の2第2項第1号、第3号及び第4号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。)に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式(第24条の2第2項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) [同左]
備考 表中の [] の記載及び対象規定の11章に添えられた添記部を添へ全体にわたって添記を施すもの。	

附 則

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。